

- 39年2月25日
センターの研究組織等について
- 39年3月2日
1. 昭和39年度研究計画および事業計画について
2. 昭和38年度研究および事業報告について
- 39年4月14日
学外研究者の調査研究参加について
- 39年4月21日
センターの研究組織について
- 39年5月8日
1. 研究担当教官について
2. 学外者の調査研究参加について
3. 昭和39年度研究計画にもとづく現地調査派遣予定者について
- 39年5月19日
1. 組織化について
2. 研究担当教官について

3. 昭和38年度決算報告について
- 39年6月2日
昭和40年度自然科学部門調査研究計画について
- 39年6月16日
自然科学部門調査研究計画について

**東南アジア研究センター運営協議会
開催日および議題**

- 39年3月2日
1. 昭和39年度研究計画および事業計画について
2. 昭和38年度研究および事業報告について
3. 研究担当教官について
- 39年5月20日
1. 研究担当教官について
2. 学外者の研究参加者について
3. 常任委員選出について
4. 組織化について

東南アジア研究センター研究担当者追加

(昭和38年6月27日から昭和39年5月31日まで)

所属機関名	職名	氏名	研究内容
(学内) 京都大学	助教授	尾崎雄二郎	東南アジアにおける中国語方言の調査研究
教育学部	教授	田畑茂二郎	東南アジアにおける国際関係
法学部	〃	吉住永三郎	東南アジアにおける地下資源
工学部	助教授	谷口敬一郎	〃
〃	講師	入江恒爾	〃
結核研究所	教授	長石忠三	東南アジアにおける結核の現状調査および結核外科の指導
農学部	教授	富士岡義一	東南アジアにおける土地および水資源の現況ならびに農業開発にかんする調査研究
法学部	〃	平場安治	東南アジア諸国の比較法的研究
〃	助教授	高坂正堯	東南アジアにおける国際関係
医学部	講師	上野一也	東南アジア地域における失明原因の調査とその予防
結核研究所	助教授	前川暢夫	東南アジアにおける結核の疫学ならびに化学療法にかんする研究
工学部	教授	森山徐一郎	東南アジアにおける錫資源ならびに製錬の研究
農学部	助教授	南勲	東南アジアにおける広域水利にかんする研究
理学部	教授	芦田讓治	東南アジアにおける植物にかんする研究
法学部	〃	溜池良夫	東南アジア諸国の比較法的研究
〃	〃	磯村哲	〃
〃	〃	道田信一郎	〃
〃	助教授	上山安敏	〃
〃	〃	龍田節	〃

所属機関名	職名	氏名	研究内容
(学外)			
兵庫農科大学	教授	佐藤 孝	東南アジアにおける畑作物の栽培学的研究
京都府立大学	助教授	渡部 忠世	東南アジアにおける稲作の作物学的研究
京都府立衛生研究所	環境衛生課長	加藤 彰郎	インドネシアの環境衛生について、とくに風土病と衛生動物との関係
兵庫農科大学	教授	浜田 秀男	東南アジアの野生稲および栽培稲の生態的ならびに分類的研究
岡山大学	〃	小林 純	東南アジアの河川の化学的研究
京都女子大学	〃	藤原 利一郎	東南アジアにおける華僑発展史の研究
		山本 利雄	東南アジアにおける肺・心臓外科の現状調査および指導
龍谷大学	講師	口羽 益生	マレーシアおよびインドネシアの社会構造
東京理科大学	助教授	糸川 秀治	薬用資源調査研究・薬業事情調査研究・薬学教育調査研究
長野県保健所	技術吏員	加世田 正道	〃
神戸大学	教授	高木 太郎	東南アジアにおける教育制度の比較研究
広島大学	助手	門前 貞三	教育の発展を規定する阻止的要因と促進的要因（自然的要因、社会的要因）
		水野 浩一	東南アジアにおける村落社会の変動過程の比較研究
大阪市教育研究所	所員	山口 三郎	東南アジアの教育制度の比較研究
京都府立医科大学	研究員	正垣 幸男	東南アジアにおけるフィラリア・マラリアおよび寄生性昆虫について疫学的調査およびその対策についての研究
天理大学	教授	中村 孝志	南方華僑史の研究
東京大学	講師	築島 謙三	マライ人村落の自治体制の人倫意識

東南アジア研究センター後援会規約

第1章 総 則

第1条 この会は、京都大学東南アジア研究センター後援会と称する。

第2条 この会は、事務所を京都大学内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 この会は、京都大学東南アジア研究センター研究計画の遂行に必要な資金を調達することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的達成のため募金を行なう。

第3章 会 計

第5条 この会の経費は、寄附金およびそれより生ずる果実によりまかなう。

第6条 この会の収支予算ならびに決算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 この会で募金した寄附金は、募金のために必要とした経費を除きその都度、京都大学に寄附する

ものとする。

第4章 役員および職員

第8条 この会に次の役員を置く。

理事長 1 名
理事 若干名
監事 2 名

第9条 理事長は、理事の互選で定める。

第10条 理事および監事は、理事長が委嘱する。

第11条 理事長は、この会の業務を総括し会を代表する。

2 理事長に事故あるとき、または、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

第12条 理事は、理事長とともに理事会を組織しこの会の業務を議決し、執行する。

第13条 監事は、この会の業務および会計を監査する。

第14条 この会の役員の任期は、2年とする。